

# 平成 25 年度 一級建築士設計製図試験の講評

## 課題：「大学のセミナーハウス」

### ①バリアフリーについて

今年の課題は、管理ゾーンが極端に小さく、2階については宿泊ゾーンしかない。バリアフリー法では多数の者が使う階段は160mm(蹴上げ)、300mm(踏面)となっている。今回の設計課題の2階の階段は、どちらも多数の人が使う階段となる。従って、2階段はバリアフリー階段が要求される。しかも1階から2階への連続性を配慮すれば、4×7mの階段、吹抜、トップライトの組み合わせが最もベターとなる。

### ②延床面積は1,800㎡以下と建ぺい率60%以下について

延床面積1,800㎡以下はいかにも小さい。しかし、2,000㎡以上では、新バリアフリー法では、建物に上記の義務化が生じる。もしこの項目が正確に受験生が適応できなければ90%以上の人が条件違反となるため、2,000㎡未満としたと考えられる。従って、延床面積を小さくするため建ぺい率も60%とした。

### ③セミナー室Aの面積

50人の収容とあるので、教室型(スクール形式)は1.5㎡/人~1.8㎡/人程度となる。従って、床面積は約80㎡となる。これをセミナー形式の3㎡/人とすると150㎡になる。これ自体は問題ないが、他の部分の納まりが大きなダメージを受ける。

### ④設備スペースについて

設備機械室(空調、給排水、電気、消火等)とあるので、この用途を室内に設ける必要がある。

## <まとめと反省>

(イ)コスモではバリアフリー階段2ヶ所が今年のサプライズになると予想した。

なぜなら、平成21年以降、国交省は法律の適応を厳格化しているからである。

従来マニュアル講座では、階段については管理ゾーン3×5m、メインの空間は4×7m(バリアフリー階段)として作図したが、本来法律では全く区別していない。かつ、今年の2階段プランはどちらも多数の者が利用するプランとなるので、バリアフリー階段を2ヶ所書く必要がある。一階段では減点6と予想する。

(ロ)コスモの講座で指摘した事項

- ・2つのバリアフリー階段
- ・座席については、セミナー室形式(≒2.5~3㎡/人)、スクール形式(≒1.5㎡~1.8㎡/人)
- ・エントランスホール、吹抜、展示ゾーン
- ・地上2階建の設定による設備機械室の納まり
- ・勾配屋根の場合、地上のサービスゾーンに屋外設備置場が必要となる。室内の天井は屋根勾配に合わせて斜めにするのがよい